

## 貨物自動車運送事業報告規則

### 1. 案内情報

手続名：貨物輸送変動原因調査

手続根拠：貨物自動車運送事業報告規則

手続対象者：貨物自動車運送事業者

提出時期：調査月の翌月の20日まで（特別積合せトラック輸送状況報告書）

各陸運支局の定める期限まで（一般貨物トラック輸送状況報告書）

提出方法：特別積合せトラック輸送状況報告書は総合政策局情報管理部交通調査統計課、  
一般貨物トラック輸送状況報告書は各陸運支局へお問い合わせください。

手数料：なし

添付書類・部数：該当調査票1部を提出してください。

申請書様式：特別積合せトラック輸送状況報告書  
一般貨物トラック輸送状況報告書

記入要領・記載例：各陸運支局又は、総合政策局情報管理部交通調査統計課にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

提出先：総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各陸運支局に提出してください。

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

### 3. 手続情報

審査基準：

標準処理時間：

不服申立方法：